

本町の空き家は、平成28年度調査（下表）で452件を把握し前回調査から80件増加しました。町としては、平成27年に全面施行となった空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、白鷹町空家等対策協議会を設立し、空家等対策計画（案）の内容や空き家対策事業などを協議してきました。作成しました原案の詳細につきましては、下記閲覧場所で公開しておりますので、内容等をご確認いただき、本計画（案）に関する町民の皆様のご意見をお寄せください。

白鷹町空き家実態調査の結果

地 域	平成 25 年度		平成 28 年度			
	空き家 件 数	うち危険性のある 空き家	空き家 件 数	うち危険性のある 空き家件数	空き家 棟 数	うち危険性のある 空き家棟数
蚕 桑	71 件	7 件	97 件	15 件	153 棟	28 棟
鮎 貝	76 件	15 件	91 件	17 件	133 棟	23 棟
荒 砥	95 件	6 件	110 件	15 件	165 棟	25 棟
十 王	20 件	1 件	22 件	3 件	33 棟	6 棟
鷹 山	69 件	17 件	73 件	13 件	108 棟	17 棟
東 根	41 件	7 件	59 件	9 件	86 棟	13 棟
計	372 件	53 件	452 件	72 件	678 棟	112 棟

※件数には住宅・車庫・置物など複数の棟が含まれています。

※「危険性のある空き家」は特定空家等と認定したものではありません。

■計画の趣旨

町民の安全を守り、安心した生活環境を確保するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、本町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「白鷹町空家等対策計画」を定めます。

■計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

■空家の定義

(1)「空家等」とは…

建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地。

(2)「特定空家等」とは…

倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上、景観上な

ど、生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

■空家等対策の具体的施策

(1)特定空家等の対策

- ・実態調査等に基づくデータベースの整備
- ・特定空家等の認定
- ・特定空家等に対する法的措置
- ・特定空家等の解体支援

(2)利活用可能空き家対策

- ・白鷹町空き家バンク事業
- ・空き家管理サービス事業
- ・移住・定住ホームページ
- ・空き家相談窓口の開設
- ・住宅リフォーム総合支援事業
- ・木造住宅耐震診断・改修支援

「白鷹町空家等対策計画(案)」の パブリックコメントを実施します

皆さんのご意見をお寄せください！

●閲覧場所 白鷹町役場企画政策課／各地区コミュニティセンター／中央公民館／白鷹町ホームページ

●意見募集期間 2月28日（火）まで

ご意見は「広報直通便」または、町ホームページに掲載の「ご意見提出様式」に必要事項を記載の上、郵送、FAX、電子メールなどでお寄せください。

【提出先・問い合わせ】

企画政策課コミュニティ推進係

☎ 87-0830 / [FAX] 85-2183

[Eメール] kikaku@so.town.shirataka.yamagata.jp

